

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成26年5月1日 No. 752

労働基準情報

岩手

May

5

2014



『森の妖精(八幡平市安比高原)』 写真：眞 館 弘 治

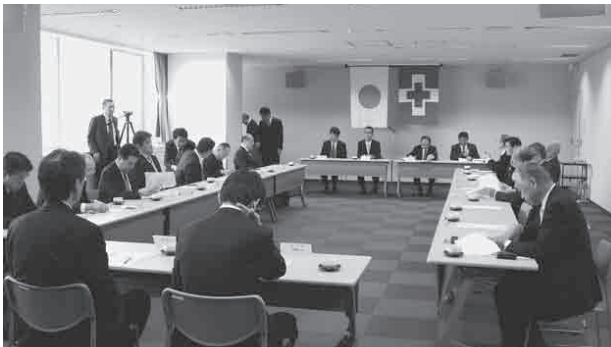
基本に返って安全確認！
高めよう
一人ひとりの安全意識

〔目次〕

「死亡労働災害防止推進会議」が開催される	2・3
クwestション	4
女性労働者の妊娠・出産に関する就業上の留意点について	5
～賃金上げをしたい中小企業の事業主の皆さまへ～ 業務改善助成金	6
メンタルヘルスケアの推進 vol.2	7
岩手労働局 人事異動	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11

『基本に返って 安全確認！ 高めよう 一人ひとりの安全意識』

死亡労働災害防止強化期間（5月1日～7月31日）スローガン



平成26年4月18日、盛岡第2合同庁舎会議室において、岩手労働局、主要労働災害防止団体、経済団体、労働団体の代表者が出席して、「死亡労働災害防止推進会議」が開催されました。

会議では、岩手労働局長から、平成26年の死亡者数は3月末で既に12人となっており、極めて憂慮すべき状況となっていることから、事業者、労働者、行政が一体となり、労働災害防止のための取組みを進め、死亡労働災害の発生に歯止めをかけたいとの挨拶がありました。



次いで、死亡労働災害防止強化期間として取組むことを内容とする取組要綱などの説明があり、その後、出席各団

体等それぞれの代表者に、岩手労働局長から、「死亡労働災害防止のための取組について」要請書が手交されました。

会議の最後に、出席者全員の連名で、「死亡労働災害防止強化期間（平成26年5月から7月）メッセージ」がとりまとめられ、岩手労働局長により読み上げられて閉会となりました。



●出席団体等一覧

岩手労働局
公益財団法人岩手労働基準協会
建設業労働災害防止協会岩手県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部
一般社団法人日本砕石協会岩手県支部
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所
岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会
一般社団法人岩手県経営者協会
岩手県中小企業団体中央会
岩手県商工会議所連合会
岩手県商工会連合会
日本労働組合総連合会岩手県連合会

平成26年5月1日から7月31日まで
死亡労働災害防止強化期間 です

Stop!
死亡労働災害

基本に返って 安全確認！
高めよう 一人ひとりの安全意識

平成26年1月～3月の労働災害による死亡者数 12人
(前年同期比9人増加)

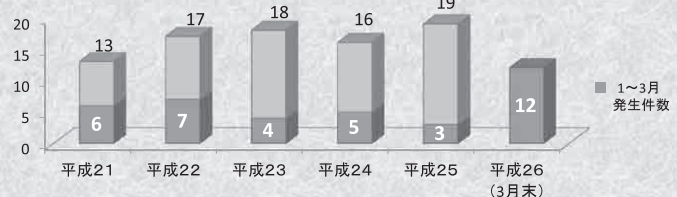
業種	事故の型
製造業 1人	墜落・転落 5人
建設業 3人	交通事故 4人
陸上貨物運送業 1人	激突され 2人 (1)
商業 4人 (1)	はさまれ・巻込まれ 1人 (1)
それ以外 3人 (2)	それ以外 0人 (2)

() 内は平成25年の同様の発生件数

岩手労働局・各労働基準監督署
岩手経済4団体

岩手労働災害防止関係団体
連合岩手

岩手県内では労働災害により多くの尊い命が失われています



取組事項



死亡労働災害防止強化期間取組要綱

スローガン：『基本に返って 安全確認！ 高めよう
一人ひとりの安全意識』

岩手労働局管内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成22年から平成25年まで4年連続の増加となり、平成25年の死亡者数は、前年比3人増加の19人、平成26年の死亡者数は3月末現在（速報値）では、既に12人となっており、極めて憂慮すべき状況になっています。

さらに、県内の労働災害による死傷者数については、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化や、人材・人手不足などを要因とした増加も懸念されるところです。

このような状況から、岩手労働局・各労働基準監督署、主要労働災害防止団体、岩手経済4団体、連合岩手では、平成26年5月から7月までの3か月間を「死亡労働災害防止強化期間」として設定し、県内事業者及び関係各位が、作業の基本である安全の確保を第一とし、これ以上、尊い生命が失われることがないよう、あらためて死亡労働災害の防止を呼びかけることとしました。

平成26年の死亡労働災害については、災害防止のための基本的事項を確認し、実施していれば防げたと思われるものが多く見られたことから、「基本に返って 安全確認！ 高めよう 一人ひとりの安全意識」をスローガンとし、事業者やそこで働く労働者一人ひとりが、安全で安心して働くことができるよう、作業の前に、作業の基本及び安全について確認することを重点事項として取り組むこととします。

1 取組期間

平成26年5月1日から7月31日までの3か月間

2 主要な取組事項

(1) 岩手労働局

- ア 事業者団体等に対する啓発・要請を行う。
- イ 各種会議、説明会等を活用して周知・啓発を行う。
- ウ 岩手労働局ホームページによる周知・啓発を行う。
- エ 新聞報道等の広報活動を行う。
- オ 安全衛生パトロールを行う。

(2) 各労働基準監督署

- ア 地区の事業者団体等に対する啓発・要請を行う。
- イ 管内の実情に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。
- ウ 事業場に対する監督指導・個別指導、集団指導を行う。
- エ 安全衛生パトロールを行う。

(3) 労働災害防止団体、事業者団体等

- ア 機関紙等による会員への周知・啓発を行う。
- イ 会員事業場への支援を行う。
- ウ 各団体等に応じた労働災害防止に向けた取組（安全衛生パトロール）を行う。

(4) 事業者

- ア 経営首脳者が安全について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行う。
- イ 朝礼、作業開始前の打合せ等の機会をとらえ、全員参加により、これから行う作業や行動の安全性を確認し、関係者の意思統一、安全意識の高揚を図る。
- ウ 安全管理体制と活動状況を見直し、体制の整備と安全活動の活性化を図る。

お問い合わせ先

岩手労働局 労働基準部 健康安全課 TEL：019-604-3007

死亡労働災害防止強化期間（平成26年5月から7月）メッセージ

岩手労働局管内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成22年から平成25年まで4年連続の増加となり、平成25年の死亡者数は、前年比3人増加の19人、平成26年の死亡者数は、3月末現在（速報値）では、既に12人となっており、極めて憂慮すべき状況になっています。

現在、第12次労働災害防止計画に基づいて労働災害防止のための取組を進めているところですが、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、あってはならないものです。

死亡労働災害は、かけがえのない命を奪うばかりか、家族の悲しみや将来の不安、職場や社会における損失等を鑑みると、最大限の努力のもとに、その防止に取り組まなければならないものです。

労働災害は、そのほとんどは、適切に設備、職場環境を整備し、的確な安全管理を行い、各事業者並びに労働者が安全意識をもって作業を行えば防止が可能なものであり、本年発

生した死亡労働災害についても、労働災害防止のための基本事項をしっかりと実施していれば、防止できたと考えられるものがほとんどです。

このような状況を踏まえ、岩手労働局と主要労働災害防止団体、岩手経済4団体、連合岩手は、これ以上の死亡労働災害の発生を何としても食い止めなければならないという強い決意のもとに、本年5月から7月までの期間を、死亡労働災害防止強化期間として設定し、

「基本に返って 安全確認！ 高めよう 一人ひとりの安全意識」をスローガンに、より一層の労働災害防止対策の徹底に取り組むこととしました。

つきましては、県内の各事業者並びに労働者におかれましても、一人ひとりが、日々の作業の基本及び安全について確認するとともに、事業者と労働者が協働し、安心して働ける職場環境作りに取り組まれますようお願いいたします。

平成26年4月18日

岩手労働局長
〈労働災害防止団体〉

公益財団法人岩手労働基準協会会長
建設業労働災害防止協会岩手県支部長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部長
林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会岩手支部長
一般社団法人日本砕石協会岩手県支部長
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所長
岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会会長

弓 信幸

竹中陽一
宇部貞宏
海鋒 守
岡野利雄
宮崎善志
中田専市
庄司武弘
宇部貞宏

〈経済団体〉

一般社団法人岩手県経営者協会会長
岩手県中小企業団体中央会会長
岩手県商工会議所連合会会長
岩手県商工会連合会会長

佐藤安紀
谷村久興
谷村邦久
千葉庄悦

〈労働組合〉

日本労働組合総連合会岩手県連合会会長

豊巻浩也
（順不同）



「労働安全衛生法に定める資格とその取得」について

Q 当社では、このたび、新素材の提供を受けて、新製品の製造を行うこととなり、工場・設備の新設を計画しております。新工場では、これまで、行ったことのない数多くの新規作業を行うことが予定されています。これに関して、設備機械や原材料の納入業者から、納入を受ける機械設備の運転や、取扱物質などによっていろいろな資格が必要であると聞きました。

これらの資格とはどのようなものでしょうか。また、実際に業務を行う職員に資格を取得させるにはどのようにすれば良いのでしょうか。

A 労働安全衛生法では、クレーンの運転などの16の危険有害業務を政令で定めて、当該業務に係る「免許を受けた者」又は当該業務に係る「技能講習を修了した者」、その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ当該業務に就かせてはならないと定めています。

また、高圧室内作業などの31の労働災害防止のための管理を必要とする作業を定め、同じく、当該業務に係る「免許を受けた者」又は当該業務に係る「技能講習を修了した者」、その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから「作業主任者」を選任し、当該作業に従事する労働者の指揮、その他政令等で定める業務を行わせなければならないと定めています。

例えば、製品の出荷などで最大荷重1.5トンのフォークリフトを使用するのであれば、この運転に従事する労働者は、「フォークリフト運転技能講習」の修了等の資格を持った者でなければなりませんし、生産工程で有機溶剤を使用す

る工程があれば、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者を作業主任者として選任し、その工程に従事する労働者の指揮や局所排気装置などの点検、保護具の使用状況の監視等を行わせる必要があります。

これらの業務については上記のとおり労働安全衛生法施行令に記載されていますが、詳細については「岩手労働局労働基準部健康安全課」又は最寄りの「労働基準監督署」にお尋ねください。

免許などの資格を取得する方法は、「免許」については、原則として、東北安全衛生技術センター（宮城県岩沼市 電話0223-23-3181）で免許試験を受けていただくこととなります。また、岩手県内では、年2回ほど出張試験（ボイラー技士・整備士以外の受験申請書提出先は（公財）岩手労働基準協会）が行われます。

「技能講習」に関しては、労働局長登録を行った講習機関が、それぞれの登録を行った業務についての技能講習を実施しており、技能講習を受講するためには、登録講習機関に受講申込みをして、受講することとなります。

岩手県内では、（公財）岩手労働基準協会をはじめとする31の機関が登録し、実施計画を公表して、技能講習を行っています。岩手労働局長登録の講習機関の一覧は、岩手労働局ホームページ(<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)に掲載されており、ホームページを設けている講習機関のページにリンクして、それぞれの講習機関の講習開催日程などが確認できます。

受講日程、受講申込み手続きの詳細については各技能講習機関にお尋ねください。

女性労働者の 妊娠・出産に関する 就業上の留意点について



妊娠・出産後も働き続ける女性が増える中で、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは重要です。男女雇用機会均等法では、事業主の方々に対して次のような措置を義務付けています。

○男女雇用機会均等法第12条

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査（妊婦健診）を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

※健康診査等を受けるための通院日は、原則として女性労働者が希望する日とし、あらかじめ健康診査等を受けるために必要な時間の付与方法や付与単位を定めておいてください。

○男女雇用機会均等法第13条

女性労働者が健康診査を受け、医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じる必要があります。

※指導事項を守ることができるようにするため事業主が講じなければならない措置は次のとおりです。

① 妊娠中の通勤緩和

* 時差出勤

始業時間及び終業時間に各々30分から60分程度の時差を設けること

* 交通手段・通勤経路の変更

混雑の少ない経路への変更

② 妊娠中の休憩に関する措置

* 休憩時間の延長、増加、時間帯の変更

※妊娠中の女性労働者の状況に応じて、適宜、これらの措置を講じてください。

③ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

* 作業の制限

負担の大きい作業としては

・ 重量物を取扱う作業

継続作業 6～8 kg以上

断続作業 10kg以上

・ 外勤等連続的歩行を強制される作業

・ 常時、全身の運動を伴う作業

・ 頻繁に階段の昇降を伴う作業

・ 腹部を圧迫するなど不自然な姿勢を強制される作業

・ 全身の振動を伴う作業 など

※これら作業から、例えば、座作業、デスクワーク、負荷を軽減された作業への転換による負担の軽減

* 勤務時間の短縮

〔例〕 つわり、妊婦貧血（軽症）、妊娠浮腫（軽症）等の症状に対応するため、医師等の指導に基づき、例えば、1日1時間程度の勤務時間短縮

* 休業

〔例〕 妊娠悪阻、切迫流産等の症状に対応するため、医師等の指導に基づき、症状が軽快するまで休業

* 作業環境の変更

〔例〕 つわりの症状に対応するため、悪臭のする勤務場所から移動させる など

○男女雇用機会均等法第9条

母性健康管理の措置の請求や取得等を理由として解雇、退職強要、雇止めなどの不利益な取扱いを禁止しています。

平成26年4月1日から妊娠・出産に関わる 次の制度が改正されました

○産前・産後休業中の社会保険料の免除

産前・産後休業中の社会保険料の本人負担分と会社負担分が免除されます。

→詳しくは、年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金等へ

○男女ともに育児休業を取得することをさらに促進するため、育児休業給付（休業開始前賃金の50%を支給）について、休業開始後6か月につき、給付割合が休業開始前賃金の2／3に引き上げられます。

→詳しくは、最寄りの公共職業安定所へ

【問い合わせ先】

岩手労働局雇用均等室

電話 019-604-3010

～賃金上げをしたい中小企業の事業主の皆さまへ～

業務改善助成金

業務の効率改善（設備投資等）により、パート労働者などに支払う
社内の最低賃金を時間額換算で40円以上引き上げれば、

100万円まで助成

- ・助成は、設備投資経費の2分の1までです。
- ・助成金の上限100万円、下限5万円
（労働者30人以下の中小企業の場合は3/4を助成！）

例：営業・販売業務等の効率改善のため、営業車を増車する。

例：在庫管理業務等の効率改善のため、POSレジシステムを導入する。

要件

- 1 社内で最も低い賃金の人の時間給又は時間換算額を年度内に40円以上に引き上げる計画をつくり、実施する。
- 2 労働者の意見を聞いた上、業務改善計画を立てる（労働能率の向上を図る改善計画をたてる）。
- 3 事業場内最低賃金規程を作成する。

※平成26年度に本制度を利用した事業場は、平成27年度以降の再交付を受けることはできません。

《支給要件》

次の二つの計画を岩手労働局に申請し、交付決定を受ける必要があります。

- ①賃金引上計画：事業場内で最も低い時間給又は時間換算額（対象は800円未満の労働者）を申請年度に40円以上引き上げる計画を作成していただく。
- ②業務改善計画：具体的な業務改善（設備・器具の導入等）についての計画を作成していただく。（労働能率の向上に資するもの）

岩手労働局から交付決定通知を受けた後に、二つの計画を実施（賃金を引き上げる・設備・器具を購入する等）してください。申請前や交付決定通知前に賃金引き上げや業務改善を実施した分は対象となりませんので、注意してください。

※他にも要件がありますので、詳しい支給要件は下記の問合せ先に相談願います。

《支給対象となる事業主》

右の業種に応じて「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

業務改善助成金の申請、お問い合わせ、ご相談は

岩手労働局労働基準部賃金室 TEL 019-604-3008

〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階

ホームページ <http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

「助成金・免許・資格」⇒「業務改善助成金」

※業務改善助成金のお問い合わせ、ご相談は、下記の場所でも実施しています。

岩手県最低賃金総合相談支援センター TEL 019-651-2373

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町1-1 岩手県社会保険労務士会内



ストレス学説の祖であるハンス・セリエ博士は、「ストレスは人生のスパイス」と言っています。適度なストレスがあるからこそ、自分を向上させながら生きていけるのだと思います。生きている限り、ずっと付き合っていくのがストレス。頑張りすぎる生活、乱れた生活習慣、楽しみの欠けた生活などを続けていると、ストレスはたまる一方です。このように、ストレスの影響を大きくさせないためには、日頃からストレス状況、ストレス反応に気づき、生活を見直していくことが肝心です。

まずはストレスに気づこうです。

■ ストレス反応 ■

ストレッサーによって引き起こされるストレス反応は、心理面、身体面、行動面の3つに分けることができます。心理面でのストレス反応には、活気の低下、イライラ、不安、気分の落ち込みなどがあります。身体面でのストレス反応には、頭痛、肩こり、腰痛、目の疲れ、動悸や息切れ、胃痛、食欲低下、便秘や下痢、不眠などさまざまな症状があります。また、行動面でのストレス反応には、飲酒量や喫煙量の増加、仕事の能率低下でミスの増加などがあります。

ストレス反応は身体が教えてくれるシグナルです。このような症状に気づいたら、普段の生活を振り返り、ストレスと上手に付き合うための方法、ストレス対処（コーピング）をしてみることが必要です。ただ、症状が長引いたりする時は必ず専門家に相談してください。

■ 五月病・六月病 ■

五月病とか六月病という言葉を目にしたことがあると思います。4月に入社した新入社員さん、最初は緊張と戸惑いがありつつ、頑張ろうという気持ち

で張り切っていたのに、1～2ヶ月経過し、なんとなく気分が落ち込むとか、疲れやすいと感じたり、仕事に集中できなかったり、眠れないといった状態に陥ること、これをそういいます。精神的な症状だけでなく、食欲不振や胃痛やめまい、動悸などの身体症状を訴える人も多いです。新しい生活に順応するための疲れや世代の違う人たちと一緒に仕事を行う気疲れなどもストレスになって、徐々に症状として出てくるのです。ただ、一過性のことも多く、自然と環境に慣れてよくなっていくパターンもあります。

新入社員Aさんの事例をご紹介します。Aさんは希望の職場に就職でき、早く仕事を覚えようと頑張っていたのですが、入社1ヶ月を過ぎたころから、朝どうしても起きることが出来なくなったり、起きても吐き気がしたり、お腹が痛かったり。結局、休みをとることが多かったようです。入社しなくちゃと思ってでも出社できず、自信もなくなり、自分を責めていたと言います。みんなに「駄目なヤツと思われているに違いない」と考え、辞めた方がいいかなと思ったとも言います。しかし、辞めるという決断もできず、どうしていいかわからなくなったというような相談を受けたことがあります。

Aさんは、どうやら五月病ではないかなと思いましたが、涙が止まらず、思考力も落ちて自責感も強い状態でした。加えて身体症状が顕著で普通に仕事ができる状態ではないと思われました。結局、医療につなぐことになったのですが、みなさんはどうしたら予防できたと思われますか？

仕事に慣れず、自分を責めてしまう気持ちはよく分かりますね。「最初はみんなAさんと同じ新人で何もできなかった」と言ってあげる人がいたら変わっていたかもしれません。早めにストレス反応に気づき、ストレス過多の状態だということが自覚できたら、とにかく気分転換・リラックスできることを試してみたいと思います。趣味やスポーツでストレスを発散することも、好きな音楽を聴くことも気の合う友人や先輩に話を聞いてもらうのも、あるいは小旅行にでかけることなども有効です。これらのことは、五月病の予防法でもあります。もちろん、時間的にも身体的な面でも睡眠時間や食生活、休息など生活のリズムを整えることは絶対条件ですね。

どんな状態でもストレスはあります。ストレスをなくそうと考えるのではなく、うまく付き合っていくと考えることが必要です。ですから、自分にとって、いちばん気分がゆるみ、リラックスできる効果的な方法、そして実行できる方法を知っておくことが大切だと言えます。

岩手労働局 人事異動

■労働局（平成26年4月1日付け）

	新官職		氏 名	旧官職
総 務 部	総務部	部 長	吉 越 正 幸	大臣官房地方課個人情報保護専門官
	総務課	課 長	伊 藤 忠 雄	局職業対策課長
		会計第二係長	畠 山 剛	局企画室企画係長
	企画室	労働紛争調整官	渡 辺 幸 輝	花巻署安衛課長
	労働保険徴収室	労災保険給付調査官 (併) 徴収第一係長	佐々木 善 一	局総務課人事係長
		適用第二係長	五十嵐 由佳子	二戸署労災安衛課長
労働基準部	監督課	課長補佐	鈴 木 千 春	局賃金室室長補佐
		労働時間設定改善指導官	兼 平 寛	盛岡署第一方面主任監督官
	賃金室	室長補佐	菅 野 浩 之	局労災補償課労災補償監察官
	労災補償課	課 長	森 川 由 紀	福井局総務課長
		労災管理調整官	久 保 節 子	局総務課課長補佐

■労働基準監督署（平成26年4月1日付け）

	新官職	氏 名	旧 官 職
盛 岡 署	次 長	八重樫 祐 一	局監督課労働時間設定改善指導官
	第一方面主任監督官	千 田 成 人	局企画室労働紛争調整官
	第二方面主任監督官	下 村 健 治	一関署監督課長
	第三方面主任監督官	坂 本 雄 児	青森局
	補償係長	菅 原 徳 也	局総務課会計主任
釜 石 署	監督課長	原 田 稔	盛岡署第三方面主任監督官
	労災・安衛課長	小田島 学	局徴収室適用第二係長
	安全専門官	野 崎 貴 公	青森局
花 巻 署	監督課長	鈴 木 賢 治	盛岡署第二方面主任監督官
	安全衛生課長	藤 元 佳 能	釜石署労災・安衛課長
一 関 署	監督課長	伊 藤 裕 一	大阪局
	補償係長	成 田 裕 子	盛岡署補償係長
大 船 渡 署	署 長	平 松 正 俊	二戸署長
	補償係長	岩 淵 潤	大船渡署補償主任
二 戸 署	署 長	熊 谷 久	盛岡署次長
	労災・安衛課長	八重樫 修	局徴収室徴収第一係長



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

3月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
大船渡	(株)産直上野水産	大船渡市
大船渡	(有)海鮮の宿ごいし荘	大船渡市

支部名	事業所名	所在地
大船渡	(株)喜多建設	陸前高田市

●衛生管理者試験準備講習会のお知らせ

第一種・第二種衛生管理者の出張試験が、8月24日(日)に滝沢市「アピオいわて」で行われます。当協会では、国家試験の出張試験の実施に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習会を開催いたします。

出題傾向を基に重点事項を絞り込み講習を行っており、受講された方々からご好評をいただいております。受験予定の皆様の受講をお待ちしております。

◆第1種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 6月12日(木)、13日(金)、19日(木)、20日(金)の4日間

会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター

受講料 会員 12,960円 非会員 15,120円

テキスト 上 2,160円、下 2,160円、問題集 2,376円

◆第2種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 6月3日(火)、4日(水)、5日(木)の3日間

会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター

受講料 会員 10,368円 非会員 12,528円

テキスト 上 1,728円、下 1,080円、問題集 1,728円

詳細につきましては、本部までお問い合わせください。

岩手労働基準協会人事異動

退職	中村靖夫(本部)
	浪岡新一(二戸支部事務局長)
採用	佐藤節夫(二戸支部事務局長)
	菅原康之(花巻支部事務局次長)

平成25年の労働災害発生状況(確定版)について

平成25年における労働災害による休業4日以上(死亡を含む)の死傷者数は1,458人で、平成24年と比較して91人(6.7%)の増加となり、平成22年から平成25年まで4年連続増加という労働安全衛生法施行以降、今までにない憂慮すべき状況となっています。

また、平成25年における労働災害による死亡者数は19人で、平成24年と比較して3人(18.8%)の増加となりました。

さらに、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化や、人材・人手不足などを要因とした増加も懸念される所であり、より徹底した労働災害防止のための取組が必要となっています。

死亡災害速報(3月)

■一関署 教育・研究業(その他の教育研究業) 3月12日 男(67) 墜落、転落

ビニールハウスにビニールシートを貼り付ける作業中、高さ3mの三脚脚立から墜落した。

■盛岡署 商業(燃料小売業) 3月13日 男(53) 墜落、転落

トラクターショベルを使用して除雪作業中、トラクターショベルごと用水路に転落し下敷きになった。

講習会のお知らせ

26年7月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	5/15(木)～16(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
		7/3(木)～4(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	7/22(火)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	15,660	2,160
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7/10(木)～11(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	玉掛け技能講習	5/12(月)～14(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		5/13(火)～15(木)	釜石職業訓練協会他	定 員	釜石支部		
		5/13(火)～14(水)・16(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		6/3(火)～5(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	定 員	宮古支部		
		6/3(火)～5(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/3(火)～4(水)・6(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/9(月)～11(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		6/10(火)～12(木)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		6/19(木)～21(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/19(木)～20(金)・22(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/7(月)～9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	5/13(火)～16(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	29,160	1,620
		5/19(月)～22(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		5/23(金)・26(月)～28(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		5/23(金)～25(日)・31(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		6/16(月)～19(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		6/17(火)～20(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/1(火)～4(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/1(火)・7(月)～9(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		7/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/18(金)～21(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/22(火)～25(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/22(火)・28(月)～30(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
等	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	5/23(金)・29(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,880	1,620
	小型移動式クレーン運転技能講習	5/12(月)～14(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		5/15(木)～17(土)	アイ・ドーム他	定 員	一関支部		
		5/15(木)～16(金)・18(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		5/20(火)～22(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		5/20(火)～21(水)・23(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		5/21(水)～23(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		6/10(火)～12(木)	釜石職業訓練協会	定 員	釜石支部		
		6/10(火)～11(水)・13(金)	釜石職業訓練協会	定 員	釜石支部		
		6/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		7/3(木)～5(土)	アイ・ドーム	30	一関支部		
		7/3(木)～4(金)・6(日)	アイ・ドーム	30	一関支部		
		7/8(火)～10(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/8(火)～9(水)・11(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		7/16(水)～18(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/28(月)～30(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	ガス溶接技能講習	7/1(火)～2(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,720	864
		7/28(月)～29(火)	二戸シビックセンター他	30	二戸支部		
特別教育	クレーン運転業務特別教育	5/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 9,720	1,645
		6/5(木)～6(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
		7/8(火)～9(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	6/19(木)～20(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
		6/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		7/30(水)～31(木)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	粉じん作業特別教育	5/16(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	4,320 5,400	648
		7/9(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	5/28(水)～29(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
		6/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
		7/22(火)～23(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/20(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,480 7,560	648
		7/17(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
その他	職長教育	6/17(火)～18(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	864
		7/3(木)～4(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部		
		7/8(火)～9(水)	二戸市民文化会館	30	二戸支部		
	職長・安全衛生責任者教育	5/8(木)～9(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,512
		6/26(木)～27(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	刈払機取扱作業従事者安全衛生教育	5/20(火)	アイ・ドーム	20	一関支部	6,480 7,560	2,500
		6/6(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	安全担当者研修会	6/16(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/12(木)～13(金) 及び	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,960	6,696
		6/19(木)～20(金)				15,120	
	第2種衛生管理者試験準備講習	6/3(火)～5(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,368 12,528	4,536

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

(花巻支部の電話・FAXは変更になりました)

クイズでゲット

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●4月号の正解

パート労働者などに支払う社内の最低賃金を時間換算で40円以上引き上げる計画や業務改善計画を作成し、岩手労働局に申請し、交付決定を受けた後に計画を実施すると「業務改善助成金」が支給されます。

この助成金の上限額はいくらでしょうか。

- ① 50万円
- ② 80万円
- ③ 100万円

ヒント 本誌6ページに関連記事

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成26年5月23日（金）消印有効

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

③



釜石市の鳥 おおみずなぎどり

写真提供：釜石市

ミズナギドリ科に属する渡り鳥で、三貫島が集団繁殖地になっています。体長や翼開長はウミネコと同じぐらいで、地表から飛翔することができず、斜面を使って助走したり、樹上から飛び降りたりしなければ飛び立てないとされることもあります。岩手県の三貫島や伊豆諸島の御蔵島の繁殖地では、地面から羽ばたいて飛び立つのが観察されています。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

カタカナ語何度訊いても身に付かず

次々に新しい言葉が出てきます。特にカタカナ語は独特のものがあ、年齢に拘わらず覚えようとしても耳を通過してしまいます。結果として何度も訊くことになります。

（川柳原生林2月号〈杜若〉兼平史子作品より）

岩手の死亡災害（3月末）

製 造 業	1	(0)
鉱 業	0	(0)
建 設 業	3	(0)
運 輸 交 通 業	1	(0)
林 業	0	(1)
商 業	4	(1)
そ の 他	3	(1)

累 計 12 (3)
() 内は前年同期

編集後記

まだ雪深い山々にも陽光やわらかく降りそそぎ、矢車の音もさわやかに鯉のぼりの色鮮やかさが目に留まる。何処の湖も自然の恵みを満々と湛え、空の青さを競っているかのように広大さを現している。やがて燦然と広がる大地にさまざまな恩恵をもたらすことだろう。

清しい季節に入り、動きやすく仕事にもスポーツにも何かと気合が入ってくる。どちらも危険予知や柔軟体操

が必要であり、怪我や事故は過信の心に起こるもの。ある冊子に「気合を入れても気を抜かず 力を入れても力まない 誰でも出来る怪我防止」とあったが、気合の入れ過ぎ、力の掛け過ぎは怪我や事故に繋がることであろう。

今さらながら、生活を立てるための仕事で怪我や事故があつてならないのである。

発 行 平成26年5月1日

定価 1部 100円

〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会

盛岡市北飯岡一丁目10-25

☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018

編集・発行人 黒 沢 雄 幸